

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>岐阜県放射線監視ネットワークシステムは、緊急時においても放射線の測定・公表を持続する必要がある、継続的な運用を確実に担保するために、運用中に発生する不具合について、速やかに対応することが必要であるが、当該システムのプログラムの著作権は、設置業務受託者である（株）日立製作所 中部支社（以下「日立」という。）が、県と共同所有している。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>著作権を有している日立のみがシステムの正常動作等の確認及び運用中の不具合に対する速やかなプログラムの修正をすることができる。</p> <p>よって、本業務を行うことが可能な者は日立のみである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。